

★個人利用料金

施設名	区分	券種等	令和3年(2021年)4月1日からの新料金		3/31までの料金	
A利用券 回数券・期間券は、総合体育館(トレーニング室を除く)、陸上競技場、西山総合体育館、スポーツハウス体育館、武道館で共通利用可能	A利用	個人利用	1回券	一般	200	160
				一般(障害者)	100	—
				高校生	200	160
				高校生(障害者)	100	—
				小・中学生	100	80
				小・中学生(障害者)	50	—
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	200	—
			11回券	一般	2,000	1,600
				一般(障害者)	1,000	—
				高校生	2,000	1,600
				高校生(障害者)	1,000	—
				小・中学生	1,000	800
				小・中学生(障害者)	500	—
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	2,000	—
			3か月券	一般	2,680	2,140
				一般(障害者)	1,340	—
				高校生	1,980	1,580
				高校生(障害者)	990	—
				小・中学生	1,340	1,070
				小・中学生(障害者)	670	—
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	1,340	—
			6か月券	一般	4,680	3,740
				一般(障害者)	2,340	—
				高校生	3,450	2,750
				高校生(障害者)	1,730	—
				小・中学生	2,340	1,870
				小・中学生(障害者)	1,170	—
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	2,340	—
			12か月券	一般	8,030	6,420
				一般(障害者)	4,020	—
				高校生	5,930	4,740
				高校生(障害者)	2,970	—
				小・中学生	4,020	3,210
				小・中学生(障害者)	2,010	—
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	4,020	—

施設名	区分	券種等	令和3年(2021年)4月1日からの新料金		3/31までの料金	
B利用券 期間券は、総合体育館(トレーニング室を含む)、陸上競技場、西山総合体育館、スポーツハウス体育館、武道館で共通利用可能を含む	B利用	個人利用	1回券	一般	360	320
				一般(障害者)	180	—
				高校生	360	320
				高校生(障害者)	180	—
				中学生	180	160
				中学生(障害者)	90	—
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	360	—
			3か月券	一般	4,820	4,280
				一般(障害者)	2,410	—
				高校生	3,560	3,160
				高校生(障害者)	1,780	—
				中学生	2,410	2,140
				中学生(障害者)	1,210	—
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	2,410	—
			6か月券	一般	8,480	7,540
				一般(障害者)	4,240	—
				高校生	6,190	5,500
				高校生(障害者)	3,100	—
				中学生	4,240	3,770
				中学生(障害者)	2,120	—
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	4,240	—
			12か月券	一般	14,440	12,840
				一般(障害者)	7,220	—
				高校生	10,650	9,470
				高校生(障害者)	5,330	—
				中学生	7,220	6,420
				中学生(障害者)	3,610	—
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	7,220	—

施設名	区分	券種等	令和3年(2021年)4月1日からの新料金		3/31までの料金		
アクアパーク	50mプール	個人利用	1回券	一般(高校生以上)	500	430	
				中学生以下、障害者(高校生以上)	250	220	
				障害者(中学生以下)	130	—	
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	500	—	
			3か月券	一般(高校生以上)	5,850	5,030	
				中学生以下、障害者(高校生以上)	2,930	2,520	
				障害者(中学生以下)	1,470	—	
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	2,930	—	
			6か月券	一般(高校生以上)	9,940	8,550	
				中学生以下、障害者(高校生以上)	4,970	4,280	
				障害者(中学生以下)	2,490	—	
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	4,970	—	
	団体利用(10人以上)	1回券	一般(高校生以上)	440	370		
			中学生以下、障害者(高校生以上)	220	170		
			障害者(中学生以下)	110	—		
	レジャープール	個人利用	1回券	一般(高校生以上)	740	740	
				中学生以下、障害者(高校生以上)	370	370	
				障害者(中学生以下)	190	—	
			11回券	一般(高校生以上)	7,400	7,400	
				中学生以下、障害者(高校生以上)	3,700	3,700	
				障害者(中学生以下)	1,850	—	
		団体利用(10人以上)	1回券	一般(高校生以上)	680	680	
				小・中学生、障害者(高校生以上)	320	320	
				障害者(小・中学生)	160	—	
				未就学児童	160	160	
	アイススケートリンク	個人利用	1回券	一般(高校生以上)	920	840	
				中学生以下、障害者(高校生以上)	460	420	
				障害者(中学生以下)	230	—	
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	920	—	
			11回券	一般(高校生以上)	9,200	8,400	
				中学生以下、障害者(高校生以上)	4,600	4,200	
				障害者(中学生以下)	2,300	—	
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	9,200	—	
			シーズン券	一般(高校生以上)	22,950	20,950	
				中学生以下、障害者(高校生以上)	11,480	10,480	
				障害者(中学生以下)	5,740	—	
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	11,480	—	
			団体利用(10人以上)	1回券	一般(高校生以上)	860	780
					中学生以下、障害者(高校生以上)	430	370
	障害者(中学生以下)	220			—		

施設名	区分	券種等	令和3年(2021年)4月1日からの新料金		3/31までの料金			
アクアパーク	浴室	個人利用	1回券	一般(高校生以上)	530	530		
				障害者(高校生以上満60歳未満)	270	—		
				中学生以下	320	320		
				障害者(中学生以下)	160	—		
				満60歳以上の者(障害者を除く。)	370	370		
				障害者(満60歳以上)	190	—		
			11回券	一般(高校生以上)	5,300	5,300		
				障害者(高校生以上満60歳未満)	2,700	—		
				中学生以下	3,200	3,200		
				障害者(中学生以下)	1,600	—		
				満60歳以上の者(障害者を除く。)	3,700	3,700		
				障害者(満60歳以上)	1,900	—		
スポーツハウス	プール	個人利用	1回券	一般	320	320		
				中学生以下、障害者(高校生以上)	160	160		
				障害者(中学生以下)	80	—		
			3か月券	一般	3,850	3,850		
				中学生以下、障害者(高校生以上)、満65歳以上の者	1,930	1,930		
				障害者(中学生以下)	970	—		
			6か月券	一般	6,420	6,420		
				中学生以下、障害者(高校生以上)、満65歳以上の者	3,210	3,210		
				障害者(中学生以下)	1,610	—		
			陸上競技場	小・中学生が30人以上で利用する場合		1団体 1回当たり	2,800	2,240

備考1: 荒浜運動場、佐藤池サッカーコート、佐藤池野球場、佐藤池第2野球場、西山総合グラウンド、西山野球場、総合体育館、西山総合体育館、武道館、陸上競技場

- 1 専用利用がない場合に、個人利用ができる。
- 2 「A利用」とは、トレーニング室以外の施設の利用とし、「B利用」とは、トレーニング室を含めた施設の利用とする。
- 3 小学生以下は、トレーニング室を利用できない。
- 4 11回券、3か月券、6か月券又は12か月券は、それぞれ新潟県柏崎市都市公園条例(昭和34年条例第4号)に定めるスポーツハウスの球技場利用における11回券、3か月券、6か月券又は12か月券として同施設を利用することができる。
- 5 未就学児は、成人の付添者が必要とし、無料とする。
- 6 「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者をいう。
- 7 第1種身体障害者等を介助する者は、無料とする。

備考2: アクアパーク

- 1 団体とは、10人以上をいう。
- 2 未就学児童の利用については、保護者が同伴するものとし、保護者1人につき、当該未就学児童2人を無料とする。ただし、団体で利用する場合を除く。
- 3 保育所又は幼稚園がレジャープールを利用する場合の引率は、無料とする。
- 4 「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者をいう。
- 5 第1種身体障害者等を介助する者は、無料とする。
- 6 50メートルプールの3か月券又は6か月券で、新潟県柏崎市都市公園条例(昭和34年条例第4号)に定めるスポーツハウスのプールを利用できる。

備考3: 白竜公園テニスコート、駅前公園テニスコート、スポーツハウス、海岸公園運動広場

- 1 学校等の団体とは、学校若しくは学校をもって構成する団体又は競技団体をいう。
- 2 未就学児は、無料とする。
- 3 球技場利用における11回券、3か月券、6か月券又は12か月券は、それぞれ新潟県柏崎市体育施設設置及び管理に関する条例(平成2年条例第19号)に定める11回券、3か月券、6か月券又は12か月券として同施設を利用することができる。
- 4 プール利用については、新潟県立柏崎アクアパーク管理条例(平成5年条例第7号)に定める3か月券又は6か月券で利用できる。
- 5 「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者をいう。
- 6 第1種身体障害者等を介助する者は、無料とする。